



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

学力診断テストは無料
でも…高額な学習教材の
契約に注意!

「子どもの学力診断テストをしないか」と電話があり、無料ということだったので気軽に業者に自宅に来てもらった。テストの結果、非常に学力が低いと指摘され不安になったところに、学習教材の購入を勧められた。3学年分の教材セットで50万円と高額だったが、子どもが気に入ったうえ、「専用ダイヤルで指導がある。家庭教師を頼むより安い」と言われその気になり、その場で契約し、後日一括で支払った。しかし、電話をしても教材の使い方への指導だけ

で学習指導は受けられず、教材もミスプリントばかりで不信感を抱いた。教材はほとんど使用していない。解約したい。(中学生(男性)の母親からの相談)

【ひとこと助言】

無料や数千円の学力診断テストの後に高額な学習教材の契約を勧められる相談が依然として寄せられています。学習教材や学習指導の質等は、実際に利用してみないと分からず、契約の際に説明の真偽を確認するのは難しいものです。その場ですぐ契約せず、冷静に検討しましょう。

契約をする場合は、一度に多量、多額の学習教材は購入せず、最小単位で、せめて学年ごと、必要な科目だけ、契約するようにしましょう。また、契約書をよく読み、解約等の条件についてもよく確認することも大切です。

(国民生活センター子どもサポート情報より抜粋)



法務省管理局!! 「民事訴訟告知通知書」 このハガキって何?

法務省の関連団体と間違えるような類似名称を不正に使用し「民事訴訟告知通知書」と題したハガキが送付されたという相談が多数寄せられました。法務省管轄機構民事訴訟管理局や民事訴訟通達センター・民事訴訟報告センター等といった団体は、法務省とは一切関係がありません。

文面には、契約不履行・訴訟・被告・財産差押え等という文言が使われており、不安をおおりに巧みに連絡を求め内容となつていきます。不特定多数の人に対し身に覚えのない請求をする架空請求と思われるので、こちらから連絡をする必要はありません。

(茨城県消費生活センター消費生活緊急情報より抜粋)

「災いが起ると言われて不安になつて…」 関連商法のトラブル!

雑誌の広告を見て9千円の開運ブレスレットを購入した。後日その業者

から電話があり、「名前を書いてこちらに送れば霊能者が運勢をみる」と言われた。試しに送ってみたところ、「先祖の供養をしたほうがよい。しないと親や子どもに災いが降りかかる」と言われ、洗脳されたようになって50万円振りこんでしまった。その後も祈とうが必要だと言われ、300万円振りこむように要求された。「誰かに言うとその人にも災いが起こるので話してはいけない」と言われているが、あまりに高額な請求におかしいのではないかと思ひ始めた。(当事者…60歳代女性)

【ひとこと助言】

雑誌広告等を見て開運グッズを購入したことをきっかけに、祈とうサービス等関連商品の契約をさせられるトラブルの相談が依然として寄せられています。

お金を多く払うことで運が開けたり幸せになつたりするわけではないことを理解し、不安をおおるようなことを言われてもきつぱり断りましょう。電話で勧誘されて契約し

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター (消費生活相談全般) ☎885-7141 (直通)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。
都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。)
- ◇消費者ホットライン (全国共通ダイヤル) ☎0570-064-370
- ◇県警悪質商法110番 (訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談)
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379



た祈とうサービスや商品等については、クーリング・オフ等ができることがあります。(国民生活センター見守り新鮮情報より抜粋)